

国際教養大学工事事務規程

平成 16 年 4 月 1 日
理事長 決 定
規 程 第 8 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）が執行する工事について必要な事項を定めるものとする。

(工事の執行方法)

第 2 条 工事執行の方法は、請負とする。

(契約責任者)

第 3 条 法人における工事の契約事務は、事務局長を契約責任者とする。

(権利義務の譲渡等)

第 4 条 契約者は、契約を締結したことによって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、書面により契約責任者の承認を求めることができる。

- 一 債権を譲渡しようとするとき
 - 二 契約者が死亡し、又は契約者としての資格を喪失した場合において、承継人又は当該契約者が継続して契約を履行しようとするとき
- 2 契約責任者は、前項ただし書の規定による申請が次の各号に掲げる場合においては、承認するとともに承認事項を申請者に通知しなければならない。
- 一 契約履行について紛争がないとき
 - 二 所定の期限内に工事の完成が可能と認められたとき
 - 三 その他契約の義務に違反する事実がないとき

(下請負届)

第 5 条 契約者は、工事の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、直ちに下請負届を契約責任者に提出しなければならない。

- 2 契約責任者は、前項の届出による下請負人が工事の施行について、不適當であると認めるときは、変更させることができる。

(工事の着工等)

第 6 条 契約者は、契約締結後 10 日以内に工事の工程表を作成し、契約責任者に提出しなければならない。

- 2 契約者は、設計図書に基づいて、所定の期限内に工事を完成しなければならない。

3 契約者は、契約の締結後10日以内に工事に着手するとともに着手届を契約責任者に提出しなければならない。

(契約者の使用者責任)

第7条 契約者は、その使用者の行為に関し一切の責を負わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 工事の施行にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、契約者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、設計図書にその施行方法を指定した場合において、特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、契約者がその存在を知らなかった場合は、契約責任者は、契約者に対しその使用について要した費用を支払うものとする。

(監督吏員)

第9条 契約責任者は、工事の施行について自己に代わって会計規程第39条第1項に規定する監督を行わすため、工事監督吏員(以下「監督吏員」という。)を命じたときは、契約者に通知するものとする。

2 監督吏員は、次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。

一 工事の施行に立ち会い、又は必要な監督をし、及び契約者の現場代理人に対して指示を与えること。

二 設計図書に基づいて、監督に必要な細部設計図若しくは原寸図等を作成し、又は契約者の作成する細部設計図若しくは原寸図等を検査して承認を与えること。

三 工所用材料及び工作物の検査及び試験を行なうこと。

3 前項の規定に基づく監督吏員の指示又は承認は、原則として書面をもつて行わなければならない。

(現場代理人等)

第10条 契約者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者(建設業法(昭和24年法律第百号)第26条第3項の工事の場合は専任の主任技術者、同法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者)及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定めて、書面で契約責任者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。

2 前項の現場代理人は、主任技術者又は専門技術者を兼ねることができる。

3 契約者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、監督吏員の監督又は指示に従い、工事現場の取締りその他工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

4 監督吏員は、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、工事の施行又は管理につき不相当と認められる者があるときは、その事由を明示して契約者に

対してその交代を求めることができる。

(材料品等の検査)

第11条 工事に使用する材料で、品質、品名等が明らかでないものについては、それぞれ中等以上のものとする。

- 2 契約者は、設計図書において監督吏員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督吏員は、契約者から前項の規定による検査を求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。
- 4 第2項の材料を検査するために直接必要な費用は、契約者の負担とする。
- 5 検査の結果、不合格と決定した材料については、契約者は、監督吏員の指示に従って遅滞なく引き取らなければならない。
- 6 契約者は、監督吏員の承認を受けなければ工事現場に搬入した検査済材料を持ち出すことはできない。

(材料品の調合等)

第12条 契約者は、設計図書において監督吏員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、

又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 契約者は、設計図書において監督吏員の立会いのうえ施行するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施行しなければならない。
- 3 監督吏員は、契約者から前2項の規定による立会い又は見本検査を求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第13条 契約責任者から契約者への貸与品又は支給材料の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 契約者は、貸与品又は支給材料を受領したときは、遅滞なく契約責任者に借用証書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 監督吏員は、貸与品又は支給材料につき、契約者の立会いのもとに検査しなければならない。この場合において、契約者は、その品質又は規格が使用に適当でないと認めたときは、その旨を書面で契約責任者に通知しなければならない。
- 4 使用済の貸与品又は工事の完成若しくは変更によって不用となった支給材料があるときは、契約者は、直ちに返還しなければならない。
- 5 契約者は、貸与品又は支給材料を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 6 契約者の故意又は過失によって、貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損し、

又はその返還が不可能となったときは、契約責任者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(設計図書に不適合の場合の改造義務)

第14条 工事の施行が設計図書に適合しない場合において、監督吏員からその改造の要求があつたときは、契約者は、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が契約責任者の責に帰すべき事由によるときは、契約責任者は必要に応じ工期又は契約金額を変更しなければならない。

(設計図書の誤謬等の通知等)

第15条 工事の施行にあたり、設計図書に誤謬若しくは脱漏があるとき、又は地盤等工事の施行につき予期することのできない状態が発見されたときは、契約者は、直ちに書面をもつて監督吏員に通知しなければならない。

2 監督吏員は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行ない、契約者に対して指示を与えなければならない。

(災害の臨機の措置)

第16条 契約者は、災害防止等のため、特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、契約者は、そのとつた措置について遅滞なく監督吏員に通知しなければならない。

3 監督吏員は、災害防止等のため特に必要と認めたときは、契約者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合においては、契約者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費の負担については、双方協議のうえ、これを定める。

(危険の負担)

第17条 契約者は、天災その他不可抗力によって工事の目的物についてその引渡前に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を契約責任者に通知しなければならない。

2 契約責任者は、前項の通知を受けたときは、前項の損害の調査を行い、その状況を確認しなければならない。

3 第1項の損害のうち、契約者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと認められるものを除いた部分については、契約責任者が約定によりこれを負担するものとする。

(工事の変更、中止等)

第18条 契約責任者は、必要があるときは、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期限を

変更する必要があるときは、双方協議のうえ、書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、契約金額の変更見込額が当該契約金額の10分の3をこえる工事にあつては、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き別途契約をするものとする。
- 3 第一項の場合において、契約者が著しい損害を受けたときは、その損害を賠償する。
- 4 賠償額は、双方協議のうえ、これを定める。

(期限の延長)

第19条 契約者は、天候不良その他契約者の責に帰することのできない事由又は正当な事由により期限内に工事を完成することができないときは、契約責任者に対して遅滞なく事由を付して期限の延長を求めることができる。

- 2 前項の場合において、契約責任者は、事実を調査し、事由があると認めるときは、契約者と協議して延長日数を定める。

(契約金額等の変更)

第20条 契約責任者又は契約者は、経済情勢の激変により契約金額が著しく不適当となったときは、相手方に対して契約金額又は工事内容の変更を求めることができる。

(検査及び引渡し)

第21条 契約者は、工事が完成したときは、すみやかに契約責任者に工事完成の届出をしなければならない。

- 2 契約責任者は、前項の届出を受けたときは、すみやかに検査員に検査を行わせ、当該検査に合格したものについては、直ちにその引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、契約者は、契約責任者の指定する期間内に自己の負担においてこれを補修し、又は改造して契約責任者の再検査を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の検査について準用する。

(完成部分の使用)

第22条 契約責任者は、工事の一部が完成した場合において、検査員に当該部分の検査を行わせ、当該検査に合格したものについては、その合格部分の全部又は一部を契約者の同意を得て、使用することができる。

- 2 必要があるときは、工事の未完成部分についても契約者の同意を得て、使用することができる。
- 3 前2項の場合において、契約責任者は、その使用部分について保管の責任を負い、その使用により契約者に損害をおよぼしたときは、その損害を賠償する。
- 4 前項の賠償額は、双方協議のうえ、これを定める。

(損害金)

第23条 契約責任者は、所定の期限内に工事の引渡しが無いときは、契約者から遅延日数に応じ、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額に年3.6パーセントの割合を乗じて計算した額の損害金を徴収する。

2 前項の損害金は、契約金支払のときに控除し、なお不足があるときは、別に徴収する。

(かし担保の期間)

第24条 契約者は、第21条に規定する工事の引渡しの日から1年間(工事の目的物が石造、土造、れんが造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤である場合にあつて、2年間)工事の目的物のかしについて担保の責任を負い、及びそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、そのかしが契約者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、その期間は10年間とする。

(部分払)

第25条 工事の既済部分が10分の3以上のものについては、その10分の9を限度として約定により部分払をすることができる。

(契約責任者の解除権)

第26条 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- 一 契約者の責に帰すべき事由により期限内又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な事由なしに所定の着手期日を過ぎても着工しないとき。
- 三 建設業法の規定により許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- 四 前各号のほか、契約者が契約に違反し、契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、工事の出来高部分で検査に合格したものは、法人の所有とし、その部分に対する契約金相当額を支払う。

(契約者の解除権)

第27条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する事由のある場合は、契約を解除することができる。

- 一 第18条第1項の規定により工事を変更したため、契約金額が3分の1以下に減少したとき又は工事中止の期間が所定の工期の2分の1以上に達したとき。
- 二 契約責任者が契約に違反し、工事を完成することが不可能となったとき。

2 前項の規定により契約の解除をした場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除による物件等の引渡し及び引取り)

第28条 契約を解除した場合において、契約者は、貸与品、支給材料等を契約責任者に返還し、契約者が引渡しを受けるべき物件があるときは、双方協議のうえ定めた期間内にこれを引き取らなければならない。

2 契約者が、前項の期間内に物件の引取りをしないときは、契約責任者は、その物件を処分する。この場合において、契約者は、この処分について異議を申し出ることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(異議の申出)

第29条 契約者は、監督吏員についてその監督又は指示が不相当と認められるときその他不当な行為があると認められるときは、その事由を明示した書面をもって、契約責任者に対してその旨を申し出ることができる。

2 契約責任者は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく必要な措置を講じ、その旨を書面をもって通知する。

(紛争の解決)

第30条 契約履行について紛争を生じたときは、建設業法による建設工事紛争審査会の斡旋又は調停により解決するものとする。

2 前項の審査会が斡旋若しくは調停をしないものとし、又は斡旋若しくは調停を打ち切った場合において、その旨の通知を受けたときは、その紛争を、建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(火災保険等)

第31条 契約責任者は、必要があると認めるときは、契約者に対して、工事目的物及び支給した材料品等に火災保険その他の保険を付させることができる。

2 前項の保険の時期、期間、金額及び保険会社については、双方協議のうえ、これを定めるものとし、契約者は、保険契約後、その証書を契約責任者に提示しなければならない。

(補則)

第32条 見積金額200万円未満の工事の施行については、次の各号に掲げる手続又は行為を省略することができる。

- 一 工事の工程表の作成
- 二 工事の着手届の提出
- 三 現場代理人及び主任技術者選任の届出

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。